

刑法改正案特別委員會議事速記錄第一號

委員氏名

侯爵黒田
長成君

副委員長
村田保君

子爵酒井
忠亮君

男爵尾崎

三良君

男爵岡内 重俊君

三好 退藏君
波多野敬直君

名筑都

泰藏君
馨六君

小松原英太郎君
奥山 政敬君

富井政章君

一
本

德郎君

葉池
武夫君

明治四十年一月四日(月曜日)午前十時三十五分開會
副委員長(村田保君)ソレデハ是カラ委員會ヲ開キマス、ド

度改正ニナリマシタ所ノ大體ノ要領ダケテ宜ウゴザイマスカラ、大體ノ所ヲ御説明ヲ願ヒ
マス、大分希望ニナゾ居リマスカラ……

○政府委員（倉富第三郎君）　刑法改正案審査ノ御参考ノ爲ニ申上ゲテ置キマス、
刑法ノ改正六多年ノ宿題デゴザイマシテ、第十五議會以後ノコトヲ申述べマシテモ……政
府ヨリ刑法改正案ヲ本院ニ提出セラレタ以來、今回ヲ合セマスレバ既三四回ニナリマス、

改正案提出ノ都度、主務ノ大臣及政府委員ヨリ本議場又ハ委員會場ニ於キマシテ
其都度提出ノ理由ヲ申述ベテゴザイマス、加之本院ニ於キマシテモ刑法改正ノ必要ハ御

認メニナリマシテ、既ニ第十六回議會ノ折ニ改正案ヲ可決セラレテゴザイマス、右様ノ次第デゴザイマスカラシテ、今日現行刑法ヲ改正スル必要ノ理由ヲ改メテ申述ベマスルノハ全ク無益デアラウト考ヘマス、就キマシテハ今日ハ比類是出サレマシタ所ノ去秦ト前

〔本件は、前記の二本件と並んで、第三回に於けるものである。〕

〔本件は、前記の二本件と並んで、第三回に於けるものである。〕

際ニ、司法大臣ヨリ監視ニ關スル規定ヲ削リタルコト、大赦、特赦、減刑及復權ニ關スル規定ヲ削リタルコト、ソレカラ公權剥奪ニ關スル規定ヲ削リタルコト、此三點ニ就キマシテハ既ニ一應ノ説明ヲ致シテアゴザイマス、就キマシテ重複ヲ避ケマスル爲ニ私ハ此三

案トノ間ノ差異ノアリマスルノハ、監置、懲治ノ處分ニ關スル規定ヲ削ッタノデアリマス、

前ノ案ニ於キマシテハ精神病者ニ就イテハ監置ノ處分ヲ爲スコトヲ得ルト云フ規定ガヨザイマス、然ルニ此節ノ案ニハ其規定ヲ削リマシタ、又前ノ案ニハ幼年者ニ就イテ懲治ノ處分ヲ爲スコトヲ得ルト云フ規定ガヨザイマシタガ、此節ノ案ニハ其規定モノヲ削リマ

シタノデゴザイマス、ナゼ監置ニ關スル規定ヲ削ッタカト申シマスルノニ、監置ハ危害ヲ豫防スル爲ノ規定デゴザイマシテ固ヨリ刑罰デハゴザイマセヌ、加之精神病者ニ對シテ監置

ノ處分ヲ必要トスルト云フコトハ、強チ精神病者が刑法上ノ罪ヲ犯シタ場合ノミテ無イ、假令犯罪行爲ガ無クトモ精神病者ニ就イテハ監置ノ處分ヲ必要トスル場合ガゴザイマス、現ニ今日デモ精神病者監護法ニ依クテ精神病者ニ對シテハ監置ノ處分ヲ致シツ、

貴族院刑法改正案特別委員會議事速記錄第一號

明治四十年二月四日

三

レカラ罰金ノ額モ或ハ増シ或ハ減シタモゴザイマス、其他前ノ案ニハ自由刑ヲ科シテ居ツタノ此節ノ案ニハ單ニ罰金ノミニ致シタ點モゴザイマス、尙ホ前ノ案ニハ犯罪トシテ居ナカツタ行爲ヲ此節新ニ犯罪行爲トシテ一ノ刑ヲ加ヘタル點モゴザイマス、之ニ反シテ前ノ案ニハ犯罪行爲トシテ規定シテ居ツタモノモ此節ノ案ニハ、ソレヲ取去ツタ點モゴザイマス、ソレ等ノ事ハ其箇所ニ就キマシテ申述ベマシタ方ガ便利デアラウト思ヒマス、ソレヲ前ルベク御審査ヲ願ヒマス

○副委員長(村田保君) 唯今政府委員ヨリ今回改正ニナリマシタ大體ノ説明ガゴザイマントガ、如何デゴザイマセウカ、續イテ是カラ御質問等デモゴザイマスレバ質問會ダケニ止メテ置キマセウカ、或ハ續イテモウ少シニ就イテ……

○奥山政敬君 質問ト云フノハ何デスカ、今ノ説明ニ就イテデスカ

○副委員長(村田保君) 各條ニ就イテデスカ

○奥山政敬君 私モ至極宜イト思フ

○富井政章君 案全體ニ就イテ……

○副委員長(村田保君) 全體ニ就イテナラ尙ホ宜

○菊池武夫君 私モ是ハ成ルベク審査ヲ了ラムコトヲ希望スルノテアリマス、或ハ私初メ前ニ關係シテ多少知シテ居ル人モアリマスケレドモ、其他ニハマダ能ク御覽ニナラヌ方モアルカモ知レマセヌ、ソレデ質問等ニ付キマシテモ、今日ナドハ是デ御止メニナシテ、サウシテ次會ノ期日ヲ御定メニナシテ、其時ヨリシテ始メル方が却ツテ便利グラウト思ヒマス、又捲取モ却ツテ其方が宜クハナイカト思ヒマス、是ハ早ク決了スルコトハ希望イタシマスガ、餘り早クヤツデモ、委員會テ質問モ無ク、議場ニ於テ質問が續々起ツテ、委員會デハ質問が無カツト云フノハ面白クナイ

○奥山政敬君 菊池君カラ御説モアリマシタガ、併シ今質問シタ所デ、是デモウ質問ガ今日テ打止メニナシテ、ズット進行スルト云フコトデモ無カラウト思ヒマス、質問ヲシテモマズ、進ムニ付イテハ一步デモ早ク進ム方が宜カラウト思ヒマスカラ、十二時マデノ間ハ質問デモアレバ其質問ヲスルト云フコトニ御定メニナリタイト考ヘマス

○副委員長(村田保君) 如何デゴザイマセウカ、御質問ノアル御方ハドウゾ御質問ナサツテ下サル様ニ……

○男爵尾崎三良君 私ハ菊池君ノ御説ノ通り、今ヤツ所ガ、アトニ残リマスカラ矢張リ一日デモ置イテヤツタ方ガ宜カラウト思ヒマス、質問スルニモ熟讀シテ置カヌト質問ノ要領ガ出テ來ナイ

○副委員長(村田保君) 併シ今日質問ヲ了ツタ譯デ無イ、此次ニモ質問ハ幾ラデモ出来マス、ドウデゴザイマセウ、質問ヲシタイ御意見ノアル方ハ矢張リ御質問クダサレバ大變都合ガ宜イデスネ

○名村泰藏君 司法省度今度ノ改正案ト前ノ改正案ト比較シテ居ルト云フモノガア

○名村泰藏君 ソレガ出來マスレバ、ソレヲ拜見シテ其時、質問會ヲ開イタ方が宣ハナイカト思ヒマス、比較スル所ガ無ケレバ言ヒタイト思フコトモ言ヘナイヤウナ心持ガ生ズル、今日ハ是デ菊池君ノ御説ノ通り御止メニナシタ方が宣カラウト思ヒマス

○男爵尾崎三良君 其比較表ハ明日セウカ

○政府委員(平沼駿一郎君) 大抵、今日出來マセウト思ヒマス

○男爵尾崎三良君 明朝デモ御送リヲ願ヘレバ宜イト思ヒマス

○三好退藏君 別ニ理由書ハアリマセヌカ

○政府委員(平沼駿一郎君) 今度ハ別ニ理由書ハ出シマセヌデゴザイマス

○副委員長(村田保君) ソレデハ比較表ヲアトテ御回シニナシタ上デ、更ニ委員會ヲ開クト云フ、サウ云フ御意見が多イヤウデスカラ、サウ云フヤウニシマセウ、サウ致シマスルト、今度ノ會ハ何日頃ニシマセウカ

○男爵尾崎三良君 明後日アタリデハドウデスカ、其比較表ヲ明朝デモ送ツテ戴イテ明後日アタリデハ宜クハアリマセヌカ

○男爵岡内重俊君 若シ本會ガアレバ本會散會後、無ケレバ明日午前十時トカ……

○副委員長(村田保君) ソレデハ明後日午前十時カラ開クトシテ御異存アリマセヌカクト云フ、サウ云フ御意見が多イヤウデスカラ、サウ云フヤウニシマセウ、サウ致シマスルト、

○奥山政敬君 本會ガアレバ散會後トシテ……

○副委員長(村田保君) サウデス

○男爵岡内重俊君 ドウカソレデハ通知ニ明記シテ戴キタイ

○副委員長(村田保君) 本會が明後日ハ無イサウデゴザイマスカラ、サウシマスレバ午前十時カラ委員會ヲ閉キマス、ソレデハ今日ハ是デ閉會イタシマス

○男爵岡内重俊君 明後日アタリデハドウデスカ、其比較表ヲ明朝デモ送ツテ戴イテ午前十時五十八分散會

出席者左ノ如シ	副委員長	委員
子爵酒井 忠亮君	男爵尾崎 三良君	男爵岡内 重俊君
三好 退藏君	泰藏君	波多野敬直君
都筑 馨六君	奥山 政敬君	富井 政章君
一木喜徳郎君	菊池 武夫君	
國務大臣	司法大臣 松田 正久君	司法次官 河村讓三郎君
司法大臣 松田 正久君	司法次官 河村讓三郎君	檢事 倉富勇三郎君
政府委員	司法次官 河村讓三郎君	檢事 倉富勇三郎君